

移動支援事業について

1 移動支援事業の概要

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

2 対象者

屋外の移動が一部介助以上であり、次のいずれかに該当する場合、移動支援の対象となります。
ただし、行動援護及び重度訪問介護の対象にならない場合に限りです。

身体障害者（児※）	○全身性障害 上肢及び下肢に障害が認められ、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が1級程度の方 ○視覚障害 視覚障害に係る身体障害者手帳を所持している方 ※障害福祉サービスの同行援護が優先されます。（グループ支援型の利用を除く）
知的障害者（児※）	○療育手帳を所持している方 ○児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害の判定を受けた方
精神障害者（児※）	○精神保健福祉手帳を所持している方 ○自立支援医療（精神通院）を受給されている方

※ 未就学児は原則として移動支援の対象となりません。これは、未就学児の外出にあたっては社会生活一般において保護者が同伴するものであり、単独で社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等に参加することは想定できないためです。

3 種類及び外出の範囲

(1) 種類

- ① 個別支援型：障害者（児）1名にヘルパー1名が付添い、支援を行います。
- ② グループ支援型：複数の障害者（児）に対して、ヘルパーが同時に支援を行います。

(2) 外出の範囲

ア 対象と認められる外出

- 社会生活上必要不可欠なもの
 - ・金融機関における手続き・相談
 - ・社会生活一般で必要と考えられる外出
 - 商店、デパートでの買い物（趣味、嗜好に関するもの）
 - 結婚式、葬式、法事などの冠婚葬祭

※通院、官公庁（国、県、市の機関）での手続きや選挙の投票に係る外出は、居宅介護（通院等介助）、重度訪問介護を利用することになります。

また、介護保険対象者については、利用可能な介護保険による訪問介護（外出介助）が優先されます。

- 余暇活動等社会参加を目的とするもの
 - ・美術館、映画館、コンサート、観劇、カラオケ等

- ・体育館、トレーニングジム、プール等
- ・美容院、美容院など

イ 対象と認められない外出

○通年かつ長期にわたるもの

- ・通勤・通学、学童保育、障害者施設への通所、学習塾、習い事
- ・日常的な食材等の買い物

○政治活動及び宗教活動に係るもの

- ・選挙運動や布教活動

○公的サービスを利用することがふさわしくないもの

- ・競輪、競馬、競艇、パチンコ等のギャンブルや飲酒・遊興を目的としたもの

4 運用

① 利用開始場所及び終了場所は、利用者の安全が確保され、かつ介護者又は家族からの引き受け及び引き渡しが確実にされる範囲内であれば、居宅でなくてもかまいません。(いわゆる、現地のみ対応、片道対応は可能)

② 施設、事業所等の提供するサービスを利用するための送迎には利用できません。ただし、介護者の病気、けが、入院等による緊急時の短期入所又は日中一時支援の利用で、利用する事業者が送迎を行えない場合に限り、例外的に移動支援による送迎を認めます。なお、移動支援サービスの提供は利用する短期入所又は日中一時支援以外の法人によらなければいけません。(緊急時1回のみ利用に限定します。)

③ 通勤・通学のためには利用できません。介護者の都合による通勤・通学のための利用は認められません。ただし、次の場合について、必要と認められる場合は臨時的に利用ができます。

ア 介護者の入院・出産等特別な事情がある場合

イ アに該当する場合、通勤・通学時に特別な事情により立ち寄りなければならない場所 (医療機関を除く) があり、ヘルパーの支援が必要なとき

ウ 通学時に、介護者又は家族等の急な病気、けが、入院等により、通学できない緊急やむを得ない事由があり、ヘルパーの支援が必要な場合

※アの場合、事前に個別の聴き取りを行うとともに、診断・期間・手術の内容等がわかる資料の提出を求めます。

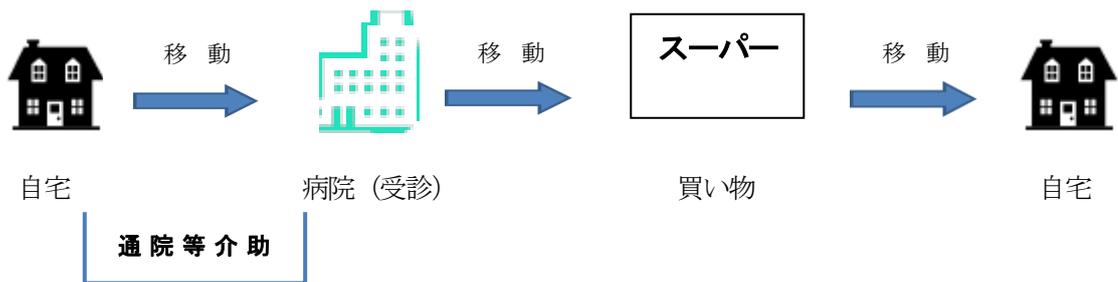
※イの場合、事前に個別の聴き取りを行うとともに、事情の内容がわかる資料の提出を求めます。

※ウの場合、緊急対応となるため、移動支援事業者がサービス提供できない場合も想定されます。提供可能な場合は、対象者の状況を確認し、提供後に報告書の提出を求めます。

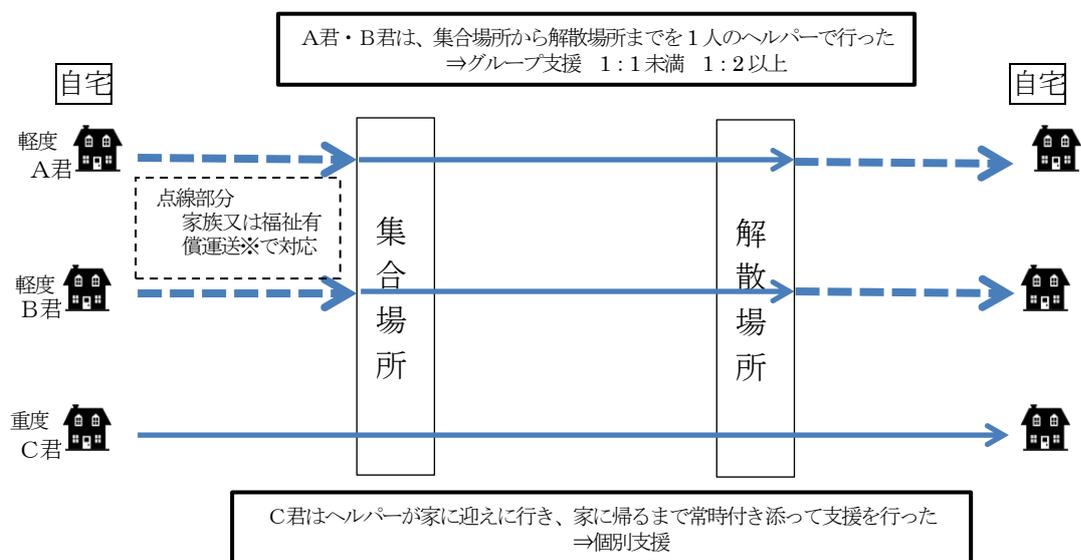
5 算定方法

(1) 移動支援事業は1日のうち、実際に支援に要した時間を通算して算定します。ただし単価の異なる支援 (個別支援型とグループ支援型) は別々に算定します。

(2) 居宅介護 (通院等介助) と移動支援が複合する場合は片道ずつ算定します。ただし通院等介助については、起点又は終点は必ず居宅でなければいけません。(現地 (病院内など) のみの対応は不可です。)



(3) グループ支援については、利用中に利用者やヘルパーが増減する場合は、グループ支援で対応する人と個別支援で対応する人を分けて算定してください。同一の利用者に対して利用の途中で比率が変わる算定はできません。



※ヘルパー運転（福祉有償運送）による場合、点線部分は運転手のため移動支援の対象とならない

6 Q&A集

Q1 障害者の余暇活動の一つとして考えられる散歩については、移動支援の対象となるのか？

A1 移動支援の対象となります。

Q2 居宅介護（通院介助等）の場合と同様に、ヘルパーが介護者の運転する車に同乗している時間を移動支援として算定してよいか？

A2 介護者の運転する車中であっても、現に介護（多動、てんかん発作への突発的な支援）が必要な障害者であって、ヘルパーが常時介護できる状態であれば算定できます。移動支援においては、移動時間が長時間にわたる場合も想定されます。利用者負担軽減の観点からも、現地対応、片道対応などを組み合わせ、効果的・効率的なサービス提供に努めてください。

Q3 いきいき子どもクラブでプールに行くために移動支援は利用できるか？

A3 本人の状況を確認し、移動支援での対応が必要な場合は利用できます。障害福祉課まで事前にご相談ください。

Q 4 塾やスイミングスクールなどの習い事に行くことは、移動支援となるのか？

A 4 塾や習い事は通常、定期的かつ長期にわたるものに該当するため認められません。

Q 5 社会見学、遠足等の学校行事での外出に移動支援は利用できるか？

A 5 学校行事は授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援は利用できません。

Q 6 通学の練習のため、移動支援を利用することは可能か？

A 6 学校が休みの週末などに通学の練習のため移動支援を利用することは可能です。バスや電車などダイヤの関係で平日に実際に通学しながら練習を行う必要があるといった場合は、障害福祉課まで事前にご相談ください。個別に聴き取りを行い、期間を限定して支給決定を行います。

Q 7 移動支援を利用して旅行に行くことは可能か？

A 7 可能です。ただし、交通機関で移動中など、見守りのみで介護がない時間や、宿泊を伴う旅行で夜間寝ている間は算定することができません。